

# 山梨県木材価格高騰緊急対策事業募集要項

## 1 趣旨

この要項は、「山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金」を交付するに当たり、その手続等に関し必要な事項を定める。

本要項以外の詳細については、「山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱」、「山梨県木材価格高騰緊急対策事業実施要領」によるものとする。

## 2 申請者の要件

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱第3条に規定する素材生産事業者又は原木市場、木材加工事業者、流通販売事業者及び建築事業者により構成された企業グループとする。
- (2) 自己又は団体等の役員等が、次のいずれにも該当しないこと暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

## 3 補助対象等

補助金の交付要件及び補助単価は次のとおりとします。

### (1) 交付要件

- ① 交付決定後に対象となる住宅を建築する請負契約を締結していること。
- ② 対象とする住宅に1棟あたり2.5㎡以上の県産材製品を使用していること。
- ③ 事業実施期間内に、対象とする建築現場等に対象とする木材製品が納入されていること。
- ④ 国の補助金の対象となっている事業又は地方公共団体が実施する国費の含まれた補助事業を併用していないこと。ただし、補助対象経費と異なる経費を対象とする助成制度を利用する場合は、この限りではない。

### (2) 補助単価

交付の対象	単 価
事業期間内に、対象となる建築現場に納入された構造材等 ただし、延べ床面積1㎡あたり0.2㎡を上限とする。	28,000円/㎡以内

※補助単価は、木材価格の変動により変更する場合がある。

## 4 補助金の額

補助金は、予算の範囲内において交付するため、申請状況によっては、補助金交付決定額が申請額を下回る場合がある。

## 5 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和5年2月28日（火）まで

## 6 申請期間、申請方法等

### (1) 申請期間（3次募集）

令和4年12月1日（木）～令和4年12月28日（水）

ア 郵送の場合は、12月28日までに申請先に到着したものに限り有効とする。

イ 持参の場合は、12月28日の午後4時までに申請先で受け付けたものに限り有効とする。

ウ 交付申請は、先着順に受け付け、予算額に達し次第募集を終了する。

エ 木材価格の変動により単価を変更するときは、3次募集を終了し、単価を変更した上で再募集する。

(2) 申請書類

次の①～②の書類のすべてを申請期間内に提出すること。

①山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書【交付要綱様式第1号】

②事業計画書【実施要領様式第1号】

(3) 提出部数

正本1部

(4) 申請先

申請書類は、郵送又は持参により次の場所へ提出すること。

提出場所 山梨県林政部林業振興課 (山梨県庁本館8階)

住 所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話番号 055-223-1653

メールアドレス ringyo@pref.yamanashi.lg.jp

担当名 木材資源活用担当

(5) やまなし県産材供給システム強化対策事業の事前申請枠確保申込

交付の申請を行うときは、併せてやまなし県産材供給システム強化対策事業実施要領第2条第2項に基づく事前申請枠確保申込を行うこと。詳しくは、やまなし県産材供給システム強化対策事業を掲載している県HPを確認すること。

7 その他

(1) 提出された申請書類は返却しないものとする。

(2) 申請状況により再募集を行う場合がある。